

## タブレット端末一時貸出に関する運用規定

### 第1条（目的）

本規定は、学校が管理するタブレット端末を、生徒に一時的に貸し出す際の取扱いを定め、**端末の適正利用、個人情報の保護、紛失・破損等の防止**を目的とする。

### 第2条（貸出対象）

1. 貸出対象者は、本校に在籍する生徒とする。
2. 貸出は、**教育活動上の必要がある場合に限る**。

### 第3条（貸出期間）

1. 貸出期間は、原則として**当日中**とする。
2. やむを得ず延長する場合は、**貸出管理者の承認**を得るものとする。

### 第4条（貸出手続）

1. 貸出にあたっては、以下を必ず行う。
  - （1）担任は保護者へ確認の連絡を行う。
  - （2）担任は「タブレット端末一時貸出に関する誓約書」の記入を行う。  
当日のみ貸出の場合は保護者署名を後日記入してもらう。  
貸出期間が長い場合は備考欄に期間を記入する。
  - （3）誓約書の確認をして担当教員が一覧表に入力後、端末を貸し出す。
2. 貸出および返却時には、**担当教員が端末の状態を確認**する。

### 第5条（利用上の遵守事項）

貸出を受けた者は、次の事項を遵守しなければならない。

1. 教育目的以外に使用しないこと
2. 第三者に転貸・又貸しをしないこと
3. 不適切なアプリのインストールや設定変更を行わないこと
4. 個人情報（写真・動画・氏名等）を含むデータを、**必要以上に保存しない**こと
5. インターネット利用において、法令および校内規則を遵守すること

#### 第6条（個人情報の取扱い）

1. タブレット端末で取得した個人情報は、**教育目的の範囲内**でのみ利用する。
2. 利用終了後は、
  - 写真・動画・ファイル等を削除する
  - アカウントからログアウトするなど、**個人情報が端末内に残らないようにする**。
3. 個人情報の取扱いについては、校内の「個人情報管理・運用規程」に従う。

#### 第7条（紛失・破損・故障時の対応）

1. 紛失、盗難、破損、故障等が発生した場合は、**速やかに担任または担当教員に報告**する。
2. 故意または重大な過失による破損等については、**弁償等を求める場合がある**。

#### 第8条（返却）

1. 利用後は、**速やかに返却**する。
2. 返却時には、
  - 端末本体
  - 充電器等の付属品がすべて揃っていることを確認する。

#### 第9条（違反時の措置）

本規定に違反した場合は、

- 貸出停止
- 指導
- 校内規則に基づく措置を行うことがある。

#### 第10条（その他）

1. 本規定に定めのない事項は、**管理職の判断**による。
2. 本規定は、**必要に応じて見直すものとする**。